

会費規程

一般社団法人びわこウェルビーイングコミュニティ

2024年5月16日 改定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人びわこウェルビーイングコミュニティ（以下「当法人」という。）
定款第8条の規定に基づき、当法人の会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(年会費)

第2条 当法人の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 特別法人正会員 1口金300万円とし、1口以上とする
- (2) 法人正会員 1口金100万円とし、1口以上とする
- (3) 法人賛助会員 1口金 10万円とし、1口以上とする
- (4) 個人賛助会員 1口金 1万円とし、1口以上とする

2 年会費は定款第38条に定める事業年度単位の支払いとする。事業年度の途中で入会した会員など、会員となった時期にかかわらず、年会費は前項に定めるとおりとする。

(会費の納入)

第3条 年会費は、新しい事業年度の開始から2ヵ月以内に支払うものとする。

- 2 年度の中で入会した者は、前条の金額を、入会申込みを行った日から次の月末までに支払うものとする。
- 3 年会費の支払いは、指定された口座への銀行振込によって行う。振込手数料は、会員の負担とする。

(会費の返還)

第4条 既納の会費はこれを返還しない。

(変更)

第5条 この規程は、総会の決議によって変更することができる。

附則 この規程は、2024年5月16日から施行する。